

義務的再任用のフルタイム勤務

全府省で国交省だけ実施せず

閣議決定も職員的生活も無視

総務省も 国土交通省の誤りを示唆 それでもなりふり構わず強行

ユニオン各支部からの情報によりですと、平成26年度義務的再任用を全府省で唯一、そして、同じ省内でも港湾関係も含む地方整備局と地理の職場だけ実施しないことが明らかにあります・(一部地整未確定)

「義務的再任用」について、2013年3月26日「国家公務員の雇用と年金の連続について」の閣議決定や、7月1日付け国土交通大臣官房人事課長名で出された「通知」でも、「常時勤務するものと再任用するもの」と「常時勤務を基本とし、「ただし」

書きで「職員の年齢別構成の適正化を図る観点から、常時勤務が困難と認められ業務の官職に再任用することができるとしていただきました。さらに、「国交省のその「通知」には「但し書き」に沿う場合でも、「再任用希望の提出期限の末日を徒

過ぎた」後となつています。しかし、当局は閣議決定後や通知は出後から「フルタイム勤務は厳しい、短時間勤務希望」と「フル勤務希望者に対して「説明」と称して「フルから短時間勤務への希望変更」を迫り、「閣議決定に違反」「通知」にも反する行為を行っていました。当局は、閣議決定の但し書きを生かす「持ち出し」をしています。この状況を・「数人の今日の定員・建設省時代の状況を・減る時大幅な削減を、唯々諾々と受け入れ、職員数を削減するに定数改善をサボり、責任があるのを平成25年度定年の職者に押しつけています。



地方整備局と同様 定員事情の厳しかった

農水省は原則フル採用を予定

管理職ユニオンが実施した10月15日総務省との交渉でも総務省は「閣議決定は義務的再任用であり、原則フル採用である。政府は例外をとる場合は任命権者は説明責任を負う必要がある」と、国土交通省当局の姿勢が誤りであることを示唆しています。

ユニオンの調査によりますが、「義務的再任用」の趣旨を無視して閣議決定にも違反して閣議決定は全府省で、国交省の地方整備局管内の職場だけでなく、地方整備局もフル採用を予定しています。このように、国交省でも、地方整備局と同様に、フル採用を予定していることが、国土交通省の「通知」でも示唆されています。また、地方整備局と同様に、フル採用を予定していることが、国土交通省の「通知」でも示唆されています。また、地方整備局と同様に、フル採用を予定していることが、国土交通省の「通知」でも示唆されています。

